



# 島根県報

平成26年5月30日（金）

号外第82号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公安規則】**

島根県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

（警 察 本 部） 2

**公 安 委 員 会 規 則**

島根県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5 月 30 日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

**島根県公安委員会規則第 6 号**

島根県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(島根県道路交通法施行細則の一部改正)

**第 1 条** 島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第23条中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改め、「並びに道路交通法の一部を改正する法律(昭和40年法律第96号)附則第 2 条第 3 項、同附則第 5 条第 3 項」を削る。

第24条の 2 第 3 項中「第29条の 2 第 2 項」を「第29条の 2 第 3 項」に改め、同条の次に次の 3 条を加える。

(医師の届出)

**第24条の 3** 法第101条の 6 第 1 項の規定による医師の届出は、届出書(様式第27号の 2)により行うものとする。

(医師による確認要求等)

**第24条の 4** 法第101条の 6 第 2 項の規定による医師の確認要求は確認要求書(様式第27号の 3)により、公安委員会の回答は回答書(様式第27号の 4)により行うものとする。

(届出の移送通知)

**第24条の 5** 法第101条の 6 第 4 項の規定による通知は、届出移送通知書(様式第27号の 5)により行うものとする。

第25条の見出しを「(臨時適性検査の通知)」に改め、同条中「臨時適正検査通知書」を「臨時適性検査通知書」に改める。

様式第26号の 4 中「殿」を「様」に改める。

様式第27号の次に次の 4 様式を加える。

## 様式第27号の2（第24条の3関係）

## 届 出 書

年 月 日

島根県公安委員会 様

道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。

届出医師

住 所

医療機関名

氏 名

⑩

患 者	住 所		
	フリガナ		男・女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	病 名		
	症 状		
	参考事項		

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 様式第27号の3 (第24条の4 関係)

## 確認要求書

年 月 日

島根県公安委員会 様

道路交通法第101条の6 第2項の規定により確認を求めます。

要求医師

住 所

医療機関名

氏 名

⑩

患 者	住 所		
	フリガナ		男・女
氏 名			
生年月日		年 月 日生 ( 歳)	

(回答書送付先)

医療機関名			
所在地	〒	-	
電話番号			

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 様式第27号の4（第24条の4関係）

## 回 答 書

年 月 日

様

島根県公安委員会 印

道路交通法第101条の6第2項の規定により下記のとおり回答します。

## 記

患 者	住 所		
	氏 名		男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
運転免許の有無		<p>対象者は、 年 月 日現在、運転免許を</p> <input type="checkbox"/> 受けた者である。 <input type="checkbox"/> 受けた者ではない。 <p>ただし、仮運転免許証を受けた者であるかは、不明である。</p>	

(備考)

この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法第134条第1項（秘密漏示）の規定が適用されます。

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 様式第27号の5（第24条の5関係）

届出移送通知書	
第 号 年 月 日	
公安委員会 様	
島根県公安委員会 印	
<p>道路交通法第101条の6第4項の規定により、下記の者について届出移送通知書を送付します。</p>	
記	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
理 由	
備 考	

注：1 医師の届出に係る受理票（写）等を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(島根県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部改正)

**第2条** 島根県公安委員会の事務の委任に関する規則(平成4年島根県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「停止」の次に「及び当該処分の解除」を加える。

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

**第3条** 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則(平成14年島根県公安委員会規則3号)の一部を次のように改正する。

別表道路交通法の部中

「

第89条第1項	運転免許申請書の受理及び運転免許試験の実施	
第89条第2項	技能検査申請書の受理並びに技能検査の実施及び検査合格証明書の交付	を

」

「

第89条第1項	運転免許申請書及び質問票の受理並びに運転免許試験の実施	
第89条第2項	運転免許申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付	に、
第89条第3項	技能検査申請書の受理並びに技能検査の実施及び検査合格証明書の交付	

」

「

第101条第1項	運転免許の更新申請書の受理	
第101条第3項	更新期間その他必要と認めた事項を記載した書面の送付	を
第101条第4項及び第5項	適性検査の実施及び更新	
第101条の2第2項及び第3項	適性検査の実施及び特例更新	

」

「

第101条第1項	運転免許証の更新申請書及び質問票の受理	
第101条第3項	更新期間その他必要と認めた事項を記載した書面の送付	
第101条第4項	運転免許証の更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付	
第101条第5項及び第6項	適性検査の実施及び運転免許証の更新	に改め、同部第101条の
第101条の2第1項	運転免許証の特例更新申請書及び質問票の受理	
第101条の2第2項	運転免許証の特例更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付	
第101条の2第3項及び第4項	適性検査の実施及び運転免許証の特例更新	

」

4第3項第2号の項の次に次のように加える。

第101条の5	免許を受けた者に対する報告徴収
第101条の6第1項	医師からの診察結果の届出の受理
第101条の6第2項	医師からの確認に対する回答

第101条の6第4項	他の公安委員会への通知
------------	-------------

別表道路交通法の部第107条第2項の項の次に次のように加える。

第107条の3の2	国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収
-----------	------------------------

別表道路交通法の一部を改正する法律の部を削り、同表道路交通法施行規則の部第18条の5の項中「受理」の次に「及び審査の実施」を加え、同部第29条の2第1項の項を削り、同部第37条の2第2項の項中「第37条の2第2項」を「第37条の2の2第2項」に、「適性検査」を「臨時適性検査」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。